仙台市青葉区一番町二丁目1番1号株式会社 仙台銀行 代表取締役頭取 三井精一

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証 券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均 法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 5. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年~50年

動 産 2年~20年

- 6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェア については、行内における利用可能期間 (5年)に基づいて償却しております。
- 7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,406百万円であります。

- 9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- 10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

- 11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 12. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の 設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))注14により、金利スワップ取引に 係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

- 13. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
- 14. 関係会社の株式総額 54百万円
- 15. 関係会社に対する金銭債権総額 5,640百万円
- 16. 関係会社に対する金銭債務総額 190百万円
- 17. 有形固定資産の減価償却累計額 4,506百万円
- 18. 有形固定資産の圧縮記帳額 342百万円
- 19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,572百万円、延滞債権額は21,656百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由 により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸 出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人 税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項 第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は 支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は184百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,825百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った 貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,239 百万円であります。なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありま す。

- 24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報 告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借 対照表計上額は1,000百万円であります。
- 25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を 有しておりますが、その額面金額は5,383百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。 日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証 券46,656百万円、現金預け金21百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、 その他の資産のうち敷金保証金は404百万円であります。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再 評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金 負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の 部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月 31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地 価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する 地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額 を算定するために国税庁長官が定めて公表した方 法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正 等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用 土地の再評価後の帳簿価額との差額 2,651百万円

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対す る当行の保証債務の額は、1,180百万円であります。なお、当該保証債務に係る支払承諾及び 支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法 施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、 平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相 殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,18 0百万円減少しております。
- 1株当たりの純資産額 3,323円96銭 「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年 9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用さ れることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延 ヘッジ損益」を含めて算出しております。
- 30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。以下33.までについて も同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
国 債					
地方債	3,144	3,190	46	46	
社 債					
その他	36,279	32,806	3,472	512	3,985
合 計	39,423	35,997	3,426	559	3,985

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
株式	10,937	15,126	4,188	4,494	305
債 券	142,670	141,718	952	243	1,195
国債	59,050	58,076	974	38	1,012
地方債	2,376	2,375	0	19	20
社 債	81,243	81,265	22	184	162
その他	8,235	8,325	90	148	58
合 計	161,843	165,169	3,326	4,886	1,560

なお、上記の評価差額から繰延税金負債1,344百万円を差し引いた額1,981百万円が、「その他 有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他有価証券	18,260	1,229	17

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	
社債	1,180
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	54
関連法人等株式	
その他有価証券	
非上場株式	438

33. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	34,862	64,902	43,086	42,470
国債	101	15,883	22,621	19,470
地方債		4,617	902	
社 債	34,761	42,805	4,878	
その他		1,596	14,683	23,000
その他	505	3,156	1,149	
合 計	35,367	68,058	44,236	42,470

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は111,020百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が111,020百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	3,245百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	304
減価償却額超過額	162
その他	396
繰延税金資産小計	4,108
評価性引当額	464
繰延税金資産合計	3,643
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	1,345
繰延税金負債合計	1,345
繰延税金資産の純額	2,298

- 36. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指 針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになっ たこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則 等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18 年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のと おり表示を変更しております。
 - (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
 - なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する額は、25,179百万円であります。
 - (2)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期未処分利益」は、「その他利益 剰余金」の「別途積立金」、「退職給与積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しており ます。
 - (3) 繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (4)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (5)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無 形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示してお ります。

- 37. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。
- 38. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)9.90%

損益計算書 (平成18年4月1日から) (平成19年3月31日まで)

(単位・百万円)

	(単位:百万F
科目	
経 常 収 益	19,853
資 金 運 用 収 益	15,811
貸出金利息	12,093
有価証券利息配当金	2,963
コールローン利息	234
預け金利息	273
金利スワップ受入利息	86
その他の受入利息	159
役務取引等収益	2,482
受入為替手数料	980
その他の役務収益	1,502
その他業務収益	750
外国為替売買益	4
商品有価証券売買益	4
国债等债券壳却益	738
国债等债券償還益	2
その他経常収益	808
株式等売却益	491
その他の経常収益	317_
経 常 費 用	17,934
資 金 調 達 費 用	2,164
預 金 利 息	1,032
譲渡性預金利息	31
コールマネー利息	0
借用金利息	216
その他の支払利息	884
役務取引等費用	1,597
支 払 為 替 手 数 料	171
その他の役務費用	1,426
その他業務費用	922
国債等債券売却損	17
国債等債券償還損	857
金融派生商品費用	35
その他の業務費用	11
営 業 経 費	12,071
その他経常費用	1,177
貸倒引当金繰入額	606
貸 出 金 償 却	484
株式等償却	24
その他の経常費用	62
経 常 利 益	1,918
特 別 利 益	24
償 却 債 権 取 立 益	24
特 別 損 失	
固定資産処分損	55
税引前当期純利益	1,887
法人税、住民税及び事業税	129
法人税等調整額	600
当期純利益	1,158

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 179百万円 役務取引等に係る収益総額 7百万円 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 11百万円

関係会社との取引による費用 資金調達取引に係る費用総額

0百万円 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 568百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 152円87銭

- 4. 従来は損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株 主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、 これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。
- 5. 関連当事者との取引

属性	会社等の 名 称	住所	資本金 又 は 出資金	事業の内容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所有 (被所有) 割合	関係 役 員 兼任等	内容 事業上の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役そ者権数し会当子含及近議過所い(社社)が親決半有る該のを	株式会社	宮城県仙台市宮城野区	10百万円	産業廃棄・ 類 選 機 事 業 条 集 の の の は り り り り り り り り り り り り り り り り			金銭貸借	貸付金 の返息の 利 受取	11百万円	証書貸付	0百万円

- (注1) 当行頭取三井精一の近親者が議決権の60%を直接所有しております。
- (注2) 融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

第86期決算公告

平成19年6月29日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 株式会社 **仙 台 銀 行** 代表取締役頭取 三井精一

連結貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

			(1 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
科目	金額	科目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 🕏	19,630	預金金	717,749
│ コールローン及び買入手₹	50,000	譲渡性預金	22,560
│ 買 入 金 銭 債 ホ		借用金	9,983
有 価 証 勢	206,211	その他負債	2,422
有 価 証 参 貸 出 笠	489,815	賞 与 引 当 金	312
┃ 外 国 為 権	32	退職給付引当金	752
その他資産	4,733	再評価に係る繰延税金負債	1,896
有 形 固 定 資 層	12,022	支 払 承 諾	4,037
建		負債の部合計	759,715
土土土土		(純資産の部)	
建设侦勘泵	443	資 本 金	7,485
その他の有形固定資産	685	資本剰余金	5,875
│ 無 形 固 定 資 №	180	利 益 剰 余 金	6,647
ソフトウェフ	121	自 己 株 式	48
その他の無形固定資産		株主資本合計	19,959
操 延 税 金 資 層		その他有価証券評価差額金	1,981
支 払 承 諾 見 辿	4,037	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	5,687	土地再評価差額金	2,402
		評価・換算差額等合計	4,384
		少数株主持分	12
		純 資 産 の 部 合 計	24,356
資産の部合	† 784,071	負債及び純資産の部合計	784,071

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 2社

会社名 仙銀ビジネス株式会社

仙銀カード株式会社

非連結の子会社及び子法人等 該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ございません。 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

が法非週用の非理論の主芸社及の主法人等、関理法人等 該当ございません。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価 法を採用しております。

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、 その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売 却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償 却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直 入法により処理しております。
 - 4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 5. 当行並びに連結される子会社の有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

動 産 2年~20年

- 6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 7. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 なお、連結される子会社の外貨建資産・負債はございません。
- 8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,406百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と 認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見 込額をそれぞれ引き当てております。

- 9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用 処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計 年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異 (2,385百万円) については、15年による按分額を費用処理しております。

- 11. 当行並びに連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 12. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

- 13. 当行並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております
- 14. 有形固定資産の減価償却累計額 5.0

5,044百万円

15. 有形固定資産の圧縮記帳額

343百万円

- 16. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,572百万円、延滞債権額は21,752百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由 により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸 出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人 税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項 第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は 支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は195百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延し ている貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,879百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った 貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,399 百万円であります。なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありま す。
- 20. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。
- 21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を 有しておりますが、その額面金額は5,383百万円であります。
- 22. 担保に供している資産は次のとおりであります。 日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証 券46,656百万円、現金預け金21百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。
- 23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は、1,180百万円であります。なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。
 - これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,180百万円減少しております。
- 24. 1株当たりの純資産額 3,213円60銭
 - 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。
- 25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
 これらの契約に係る融資未実行残高は116.383百万円であります。このうち原契約期間が1年
 - これらの契約に係る融資未実行残高は116,383百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が116,383百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 26. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指 針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることに なったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行 細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平 成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年 度から以下のとおり表示を変更しております。
 - (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。
 - なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する額は、24,343百万円であります。

- (2) 繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
 - これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また、「建設仮払金」については「有 形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
 - また、「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
- 27. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結計算書類から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
- 28. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
- 29. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)9.55%

連結損益計算書 (平成18年4月1日から)

(単位:百万円)

		(单位:日万円)
科目	金	額
経 常 収 益		20,025
資 金 運 用 収 益	15,937	
貸 出 金 利 息	12,219	
有価証券利息配当金	2,963	
コールローン利息及び買入手形利息	234	
預 け 金 利 息	273	
その他の受入利息	246	
役 務 取 引 等 収 益	2,538	
その他業務収益	750	
その他経常収益	799	
経 常 費 用		17,944
資 金 調 達 費 用	2,165	
預 金 利 息	1,032	
譲渡性預金利息	31	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	217	
その他の支払利息	884	
役 務 取 引 等 費 用	1,601	
その他業務費用	922	
営 業 経 費	11,988	
その他経常費用	1,267	
貸倒引当金繰入額	676	
その他の経常費用	590	
経 常 利 益		2,081
特 別 利 益		96
固 定 資 産 処 分 益	71	
償却債権取立益	24	
その他の特別利益	1_	
特 別 損 失		85
固定資産処分損	71	
減 損 損 失	13	
税金等調整前当期純利益		2,092
法人税、住民税及び事業税		146
法人税等調整額		665
少数株主利益		2
当 期 純 利 益		1,278

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額 168円66銭
 - 3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却494百万円、債権売却損失36百万円及び株式等償却24百万円を含んでおります。
 - 4. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について、減損損失を計上しております。

 地
 域
 宮城県内

 用
 途
 社宅

 種
 類
 建物

 減損損失額
 13百万円

上記の資産については、資産処分の決定がなされたことにより、帳簿価額を減損損失額として 特別損失に計上しております。

資産のグルーピング単位は、当行及び銀行業務を行う子会社については当行の管理会計上の最小区分(営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位。共用資産については銀行全体としてグルーピング)で行っており、それ以外の子会社については個社別にグルーピングを行っております。

なお、遊休資産については個々の資産単位でグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額によっております。当該建物は取壊しが決定されていることにより、回収可能価額は零と算定しております。